

(7) 農産物検査規格の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
9	農産物検査規格の総点検と見直し	<p>農産物検査規格については、多様化する米の流通形態に対応し、それぞれの流通ルートや消費者ニーズに即したものと見直すことで、農業者の所得向上につなげていく必要がある。このため、現在の農産物検査規格の在り方について以下の4つの観点から見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農業者の創意工夫がより発揮されるようにすること</li> <li>② 農業者に多様な選択肢(自主検査含む)が提供されるようにすること</li> <li>③ 農業者の所得向上に資するよう、現行の農産物検査規格については、より合理的で低負荷、低コストでの検査が行われるよう見直しが行われること</li> <li>④ 農業者の所得向上に資する新たな規格が構築されること</li> </ul> <p>具体的な見直しの進め方は以下の通り。</p> <p>a 農産物検査規格および商慣習の総点検・適正化</p> <p>農産物検査規格の合理化及び科学化、商慣習の適正化を図るため、以下を含む農産物検査規格と商慣習の総点検を行う。</p> <p>(なお、農産物検査の受検はあくまで任意であり、登録検査機関の検査を受けることなく、機械的手法により自主的に農産物検査規格相当の適合性を判断して取引を行うことは可能である。)</p> <p>総点検に基づき、現行の技術水準で対応可能な規格と商慣習の早期見直しについて結論を得るとともに、並行して穀粒判別器の普及と精度向上・開発を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①～③ (略)</li> <li>④ 皆掛重量についての検査やいわゆる余マスの見直し</li> <li>⑤～⑧ (略)</li> </ul> <p>b・c (略)</p>	令和2年度検討開始、令和3年度上期結論、結論を得次第速やかに措置	農林水産省
10	(略)	(略)	(略)	(略)